

がじまる

2012

春号

平成24年5月1日

No.366

発行/沖縄県県民生活センター
電話 (098) 863-9212
〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号
沖縄県三重城合同庁舎4階

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県県民生活課のホームページでもご覧いただけます。 <http://www.pref.okinawa.jp/seikatsu/>

消費生活相談事例

もう『被害回復する、儲かる、などの話に注意!!』



相談事例

沖縄県県民生活センターにおいて、未公開株や社債などの投資商品や被害回復を巡る相談が多く寄せられています。特に最近目立つのが、かつて未公開株などの取引をした方や、健康食品のマルチ商法で被害を受けた方などを対象に、以前の被害を回復すると話をしたうえで、(別業者の)未公開株や社債などの購入を勧誘する詐欺的商法によるトラブルがあります。(いわゆる「二次被害」の相談)

○「ワールドオーシャンファーム」(以前、エビ養殖の投資金を募り詐欺的商法を行った事業者)の被害回復をすると勧誘のあった相談

5年ほど前にエビ養殖の投資被害にあった。その被害を取り返してあげるとの電話があり、ある会社から未公開株を150万円で購入すれば、被害にあった分以上の利益を得ることができると言われ購入した。しかしその後、さらに購入を求められているがこれは詐欺なのではないか。

○「八葉物流」(以前、健康食品の出資金を募り詐欺的商法を行った事業者)の被害回復をすると勧誘のあった相談

以前、健康食品のマルチ商法に投資して被害にあった。最近、ある会社から被害額の取り戻しを行うが、風力発電事業に関する土地を買わないといけない、会社が買うことになっているが名義を貸して欲しいと言われた。そこで、土地の権利申込書にサインするとともに関連会社に100万円を振り込んだ。その後、被害額の取り戻しや振り込んだお金の返金などの件で会う約束だったがキャンセルされた。解約を申し出たら2年は解約できないと言われた。騙されたので返金してほしい。

アドバイス

こうしたトラブルは、事業者と連絡がつかなくなったり、実際に事業を行っているのが不明だったり、被害回復が困難な場合が多いです。また、高齢な方が被害を受けることも多く、中には、被害額が1千万円以上になるケースもあります。

こうした勧誘があった際は、事業者やその内容を慎重にしっかりと確認するとともに、理解できない内容が少しでもあれば手を出さず、安易にお金を支払うことは絶対にしないでください。

★ご相談ください

不審に思ったり、万一トラブルにあった場合は、沖縄県県民生活センターや最寄りの消費生活相談窓口、または警察までご相談ください。

県民生活センターはこんな仕事をしています

消費生活相談

くらしにおける

- ①商品・サービスの契約に関するトラブル相談
- ②商品の品質などについての問い合わせを受け付けて問題解決のお手伝いをします。

商品テスト

日常生活用品の品質や機能・安全性についてのテストを行っています。

- ①消費者から持ち込まれた苦情・依頼テスト
- ②その他、学習のための簡易テスト

消費者教育講座

主体性のある消費者として豊かな暮らしをするために必要な知識についての、各種講座を実施しています。

消費生活情報の提供

暮らしに役立つ情報・消費生活相談関係のパネル展示・資料配付等を行っています。

インターネットトラブル、訪問販売、悪質商法など 消費生活で困ったときは、ご相談ください

月曜日～金曜日

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は休み)

9:00～12:00・13:00～16:00

- ① 県民生活センター(三重城合同庁舎4階) ☎(098) 863-9214
- ② 宮古分室(宮古合同庁舎1階) ☎(0980) 72-0199
- ③ 八重山分室(八重山合同庁舎1階) ☎(0980) 82-1289



ホームページアドレス <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=61>

消費者ホットライン

まもろうよ みなを

☎ 0570-064-370

最寄りの消費生活相談窓口につながります

5月は消費者月間です

★消費者月間は「消費者基本法(改正前は「消費者保護基本法」)」の施行20周年を記念して昭和63年から始まったもので、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

再生紙を使用しています。